

志賀町「志賀原子力発電所」安全推進協議会規定

(名 称)

第1条 本会は、志賀町「志賀原子力発電所」安全推進協議会（以下「協議会」と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、北陸電力㈱志賀原子力発電所（「発電所」という。）の運転、管理及び建設工事に関し、その状況を把握し、地域住民の安全確保及び環境の保全を目的とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達するため、次の事項について連絡協議を行う。

- (1) 原子力発電所の運転、管理に関する事項
- (2) 交通安全、防犯、防火に関する事項
- (3) 発電所周辺環境の保全に関する事項
- (4) 工事計画に関する事項
- (5) その他、必要と認められる事項

(構 成)

第4条 協議会の委員は、別表第1に定める者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて特別委員及び学識経験者の意見を求めることができる。
- 3 協議会の特別委員は、別表第2に定めるものをもって構成する。

(役 員)

第5条 会長及び副会長は、委員の内から互選する。

- 2 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は6カ月ごとに、臨時会は会長が必要と認めた時に開催する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、志賀町役場内に置く。

(雑 則)

第8条 この規定に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成6年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月18日から施行する。

別表第1（第4条関係）

志賀町「志賀原子力発電所」安全推進協議会委員

役 職 名	役 職 名
志賀町長	志賀町区長会長
志賀町議会議長	志加浦地区区長会長
志賀町議会教育民生常任委員長	上熊野地区区長会長
志賀町議会	赤住区長
原子力発電所対策特別委員長	志賀町消防団長
志賀町助役	志賀町交通安全協会長
志賀町商工会長	志賀町連合婦人会長
志賀町漁業協同組合長	志賀町青年団協議会代表
高浜漁業協同組合長	北陸電力㈱志賀原子力発電所
志賀農業協同組合長	2号機建設事務所長
土田農業協同組合長	北陸電力㈱志賀原子力発電所長
志賀原子力発電所立地対策協議会長	

別表第2（第4条関係）

志賀町「志賀原子力発電所」安全推進協議会特別委員

役 職 名
石川県羽咋土木事務所長
石川県能登中部保健福祉センター 羽咋地域センター所長
石川県環境安全部消防防災課課参事
羽咋警察署高浜交番所長
羽咋消防署志賀分署長
(財)能登原子力センター専務理事

赤住区安全推進連絡会運営要綱

(目 的)

第1条 「志賀原子力発電所」(以下「発電所」という。)の運転及び管理並びに関連事項について、その状況を把握し、安全を確認するため「赤住区安全推進連絡会」(以下「連絡会」という。)を設ける。

(構 成)

第2条 連絡会は、赤住区、町長及び職員、北陸電力各若干名をもって構成し、連絡会の会長は町長、副会長は赤住区長があたるものとし、事務局は志賀町役場内に置く。

(協議事項)

第3条 連絡会は、目的達成のため、おおむね次の事項について協議し、互いの意志の疎通を図る。

- (1) 発電所の運転状況に関する事項
- (2) 発電所の定期点検に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(運 営)

第4条 連絡会は、四半期毎に開催するほか、会長又は委員が必要と認めたときに開催する。

(責 務)

第5条 連絡会で決定した事項について、北陸電力及び志賀町並びに赤住区は誠意をもってこれを遵守する。

(協 議)

第6条 連絡会で解決できない事項については、協議のうえ志賀町原子力発電所安全推進協議会に諮る。

2 この要綱に定める事項について、疑義または変更の必要が生じたとき、あるいはこの要綱に定めのない事項について、定める必要が生じたときは、互いに誠意をもって協議して定める。

附 則

この要綱は平成5年11月29日から施行する。

志賀町「志賀原子力発電所」安全推進協議会規程

(名 称)

第1条 本会は、志賀町「志賀原子力発電所」安全推進協議会（以下「協議会」と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、北陸電力㈱志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）の運転及び管理に関し、その状況を把握し、地域住民の安全確保及び環境の保全を目的とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達するため、次の事項について連絡協議を行う。

- (1) 発電所の運転、管理に関する事項
- (2) 発電所に関する交通安全、防犯、防火に関する事項
- (3) 発電所周辺の環境保全に関する事項
- (4) その他、必要と認められる事項

(構 成)

第4条 協議会の委員は、別表第1に定める者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて特別委員及び学識経験者の意見を求めることができる。
- 3 協議会の特別委員は、別表第2に定めるものをもって構成する。

(会長及び副会長)

第5条 会長は志賀町長、副会長は志賀町議会議長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は6カ月ごとに、臨時会は会長が必要と認めた時に開催する。

(報償費)

第7条 委員には日額3,000円を支給する。ただし、第4条第2項の規定による委員には適用しない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、志賀町役場内に置く。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

平成18年9月1日一部改訂

別表第1（第4条関係）

志賀町「志賀原子力発電所」安全推進協議会委員

役 職 名	役 職 名
志賀町長	志賀町区長会長
志賀町議会議長	志加浦地区区長会長
志賀町議会教育民生常任委員長	上熊野地区区長会長
志賀町議会 原子力発電所対策特別委員長	熊野地区区長会長
志賀町助役	赤住区長
志賀町商工会長	福浦港区長
富来商工会長	志賀町消防団長
石川県漁業協同組合志賀支所長	志賀町交通安全協会長
石川県漁業協同組合福浦港支所長	志賀町女性団体協議会長
石川県漁業協同組合とぎ支所長	志賀町青年団協議会長
石川県漁業協同組合高浜支所長	北陸電力㈱志賀原子力発電所長
石川県漁業協同組合富来湾支所長	
志賀農業協同組合長	
富来町農業協同組合長	
土田農業協同組合長	
志賀原子力発電所 環境安全対策協議会長	

別表第2（第4条関係）

志賀町「志賀原子力発電所」安全推進協議会特別委員

役 職 名
石川県羽咋土木事務所長
石川県能登中部保健福祉センター 羽咋地域センター所長
石川県環境安全部消防防災課主幹
羽咋警察署高浜交番所長
羽咋警察署富来交番所長
志賀消防署長
志賀消防署富来分署長
(財) 能登原子力センター専務理事